

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示（選）

- 漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………一
 - 政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年分解散団体第三回）……………一
 - 選挙管理委員の退任……………四
 - 選挙管理委員の就任……………四
 - 選挙管理委員長の就任……………四
- 公 告
- 優良映画の推奨の取消し……………四
 - ………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………四
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
 - ………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………四
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
 - ………（同）……………五
 - 開発行為に関する工事完了……………六
 - ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………六
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
 - ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六

告 示（選）

● 東京都選挙管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年一月十九日

東京都選挙管理委員会

五九三

● 東京都選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年一月十九日

東京都選挙管理委員会

<p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成26年分解散団体第3回)</p> <p>平成26年中に解散した政治団体 政治団体の名称 生活の党東京都第14区総支部 国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号 公職の候補者の氏名 木村 剛司 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 平成27年 1月29日 (平成26年11月25日 解散)</p> <p>1 収入総額 10,867,924 円 前年繰越額 0 本年収入額 10,867,924 2 支出総額 10,867,924 (翌年への繰越額) 0 3 本年収入の内訳 寄附の総額 8,667,611 政党歴名分を除く寄附の額 8,667,611 個人からの寄附 5,456,611 法人その他の団体からの寄附 1,011,000 政治団体からの寄附 2,200,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 2,200,000 生活の党 2,200,000 その他の収入 313 1件 10万円未満のもの 313</p>	<p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 8,046,461 人件費 3,270,163 光熱水費 168,319 備品・消耗品費 881,101 事務所費 3,726,878 政治活動費 2,821,463 組織活動費 1,205,572 機関紙誌の発行その他の事業費 1,615,891 宣伝事業費 1,615,891 5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) (寄附者) (個人からの寄附) (金額) (住所) 宇 大成 110,000 中野区 小林 靖 410,000 府中市 富永 照子 110,000 台東区 堀川 日出輝 55,000 新宿区 大塚 一郎 55,000 墨田区 大越 壽和 110,000 墨田区 山本 征三郎 198,000 荒川区 西原 勝利 55,000 墨田区 長谷部 勉彦 110,000 荒川区 高山 和之 110,000 神奈川県横浜須賀市 高木 秀輔 200,000 荒川区</p>	<p>関口 明 100,000 荒川区 木村 剛司 3,031,611 墨田区 (法人その他の団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 医療法人墨東中央病院 110,000 墨田区 ゆきーウエストエンタープライズ 550,000 豊島区 柳花岩 110,000 墨田区 柳明正 110,000 墨田区 柳金子製作所 110,000 墨田区 (政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地) 剛志会 2,200,000 墨田区</p> <p>政治団体の名称 みんなの党東京都目黒区議会第1支部 報告年月日 平成26年11月28日 (平成26年11月28日 解散) 1 収入総額 534,888 円 前年繰越額 534,888 本年収入額 0 2 支出総額 534,888 (翌年への繰越額) 0 3 支出の内訳 政治活動費 534,888 寄附・交付金 534,888</p> <p>平成26年中に解散した政治団体のうち、収入総額及び支出総額がとみにない政治団体</p>
--	---	---

政治団体の名称	報告年月日	解散年月日
みんなの党東京 都世田谷区議会 第3支部	平成27年 8月13日	平成26年11月27日

●東京都選挙管理委員会告示第三号

平成二十七年十二月二十二日付けをもって次の者が選挙管理委員を退任した。

平成二十八年一月十九日

東京都選挙管理委員会

尾崎 正一 府中市晴見町二丁目十二番一号

野田 和男 杉並区宮前三丁目三十四番十三号

大沢 孝明 世田谷区代田一丁目三十四番三号

伊藤 信義 国分寺市富士本二丁目二十三番二十三号

●東京都選挙管理委員会告示第四号

平成二十七年十二月二十三日付けをもって次の者が選挙管理委員に就任した。

平成二十八年一月十九日

東京都選挙管理委員会

宮崎 章 立川市砂川町五丁目十六番二号

嶋田 實 大田区下丸子四丁目二十番十号

大木田 守 北区西ヶ原三丁目六十一番十二号

佐藤 男三 荒川区南千住八丁目六番四号一三〇一

●東京都選挙管理委員会告示第五号

平成二十七年十二月二十四日付けをもって次の者が委員長に就任した。

平成二十八年一月十九日

東京都選挙管理委員会

宮崎 章 立川市砂川町五丁目十六番二号

公 告

優良映画の推奨の取消しについて

平成二十七年十二月二十二日付公告により推奨した映画栄光の背番号3 (推奨番号四三六) について、推奨を取り消す。

平成二十八年一月十九日

東京都知事 外 添 要 一

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月十九日

東京都知事 外 添 要 一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ方々及び支援を必要としている個人又は組織に対して、パソコンを含めた支援技術利用促進事業及び教育事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ブライバシープロフェッショナル協会

三 代表者の氏名

梶原 豊

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前三丁目四十二番十一号 ローザビアンカビル

五 定款に記載された目的

この法人は、個人情報送手である「個人」に対する個人情報の取扱いの基礎知識を啓発し、個人情報の取扱いレベルを向上させ、広く一般市民の個人情報保護に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人職業能力開発支援機構

三 代表者の氏名

<p>五 定款に記載された目的 児童養護施設・養育家庭などの出身者（以下当事者という）の自助活動の支援及び相談事業を常時行うこと。困難な状況にある当事者の就労に関わる支援活動を多くの団体・個人の協力を得てコラボレーションし、当事者の生活安定を図ること。当事者の状況を調査・研究する</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都調布市飛田給二丁目二十六番地七</p> <p>三 代表者の氏名 園 武友</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人自立へのかけ橋</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十四日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区江北三丁目三番八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、離職者、障害者、高齢者等、地域住民及び一般市民を対象として、再就職やキャリアアップ等を目的としたIT関連分野他の職業訓練、教育訓練事業などの実施を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成し、職業能力の開発・向上、雇用機会の拡大・創出のための支援事業や啓発活動を行い、少子高齢化社会における日本経済の活性化に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>柳瀬 和久</p>
<p>五 定款に記載された目的 特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、オープンソースソフトウェアに関する情報の収集・提供、利用、技術者の育成、オープンソースコミュニティの支援等に関する活動を行い、「オープンソースソフトウェアをシステム構築に利用」するための知識、技術などを蓄積し、オープンソースソフトウェアの活用の促進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>ことよって、当事者への社会的支援を公的機関に働きかけること及び児童養護施設・養育家庭などの社会的養護の質的向上を図ることに寄与する。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会</p> <p>三 代表者の氏名 足立 國功</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区平河町一丁目九番五号 平河町小泉ビル四階</p>
<p>四 主たる事務所の所在地 東京都あきる野市平沢五百八十八番地一</p> <p>三 代表者の氏名 高笠 幹男</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美術支援センター</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月九日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、介護事業等等の運営および介護事業者を支援する事業を通じて、介護職従事者の労働環境の改善および少子高齢化社会の諸問題の解決に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p>	<p>号）第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年一月十九日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャパン・アイ・シー・オー・ピー・エイチ</p> <p>三 代表者の氏名 柏倉 正明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー四十七F</p>

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、展覧会の開催や美術作品の制作等を支援する事業を行うことにより、芸術を志す人に広く発表の機会を提供し、誰もが芸術に親しむことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

医療ガバナンス研究所

三 代表者の氏名

上 昌広

四 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪二丁目十二番十三号 レジデンス高輪

二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、医療と社会の間に生じる諸問題をガバナンスという視点から解決し、市民の医療生活の向上に寄与するとともに、啓発活動を行っていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人再生可能エネルギー協議会

三 代表者の氏名

黒川 浩助

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田須田町一丁目二十四番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、再生可能エネルギー技術に関する国際的なフォーラムや展示会、国際会議を通じて、再生可能エネルギーの研究開発、技術開発、並びに導入拡大、普及啓発に資する諸活動を行い、もって、我が国のエネルギー政策のみならず持続的な世界の地球環境づくりに貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オーシャンブリッジ

三 代表者の氏名

篠崎 範浩

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区天神町八十五番地 リマールパレス二〇

二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び法人を対象として、語学・美術・工芸・音楽・スポーツなどの文化活動やこれらの活動を行うための職業訓練・建設・流通などの経済活動に関する事業を通じて、国内外での文化・社会活動の機会や空間を提供し続けることで、国際社会における相互理解の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

武蔵野市吉祥寺北町五丁目千 中央区銀座六丁目十七番一

四百十六番、同番地先並びに 号

千四百十七番一及び同番九の 三井不動産レジデンシャル

各一部 株式会社 代表取締役 藤林 清隆

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年一月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年一月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名
西友竹の塚店二 店舗所在地
足立区西竹の塚一丁目十一番二号三 設置者名
合同会社西友ほか二名四 設置者住所
北区赤羽二丁目一番一号ほか五 変更を行った設置者名
合同会社西友六 変更前の設置者の代表者名
ステイブン・ヘイズ・デिकास七 変更後の設置者の代表者名
上垣内 猛八 変更を行った小売業者の氏名又は名称
合同会社西友九 変更前の小売業者の代表者名
ステイブン・ヘイズ・デिकास十 変更後の小売業者の代表者名
上垣内 猛十一 変更日
平成二十七年五月十二日十二 届出日
平成二十七年十二月二十二日十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)十四 縦覧期間
平成二十八年一月十九日から平成二十八年五月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。